

総合保健福祉計画（第3次）案（概要）

I 茨木市総合保健福祉計画の策定について

茨木市総合保健福祉計画（第2次）は、保健福祉施策を総合的・体系的に推進し、より効率的・効果的に市民福祉の向上を図ることを目的として策定し、平成30年度からの6年を計画期間として、これまで各施策を推進してきました。

国においては、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備するため、令和2年に社会福祉法を改正し、地域共生社会の実現に向けた「重層的支援体制整備事業」の考え方を示し、その趣旨を踏まえた体制の構築を求めています。

本市においても、市民、地域の団体や支援機関、行政、それぞれが役割分担を図りながら協力し、複雑化・複合化した課題を抱える方に寄り添い、課題の解決をめざしていくことが重要と考えており、本計画では、国の動きや考え方を踏まえるとともに、包括的な支援体制を推進するという前計画の取組を継承し、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」をめざすものです。

II 計画の期間

計画	年度	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
総合保健福祉計画				第2次				第3次					
地域福祉計画				第3次				第4次					
高齢者保健福祉計画			第8次		第9次			第10次				第11次	
介護保険事業計画			第7期		第8期			第9期				第10期	
障害者計画				第4次				第5次					
障害福祉計画			第5期		第6期			第7期				第8期	
障害児福祉計画			第1期		第2期			第3期				第4期	
いのち支える自殺対策計画			第1次（個別で策定）					第2次					
健康いばらき21・食育推進計画			第3次					第4次					

III 施策体系

茨木市総合保健福祉計画（第3次）の理念

「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり ～持続可能な包括的支援体制の実現とともに～」

IV 包括的な支援体制の推進について

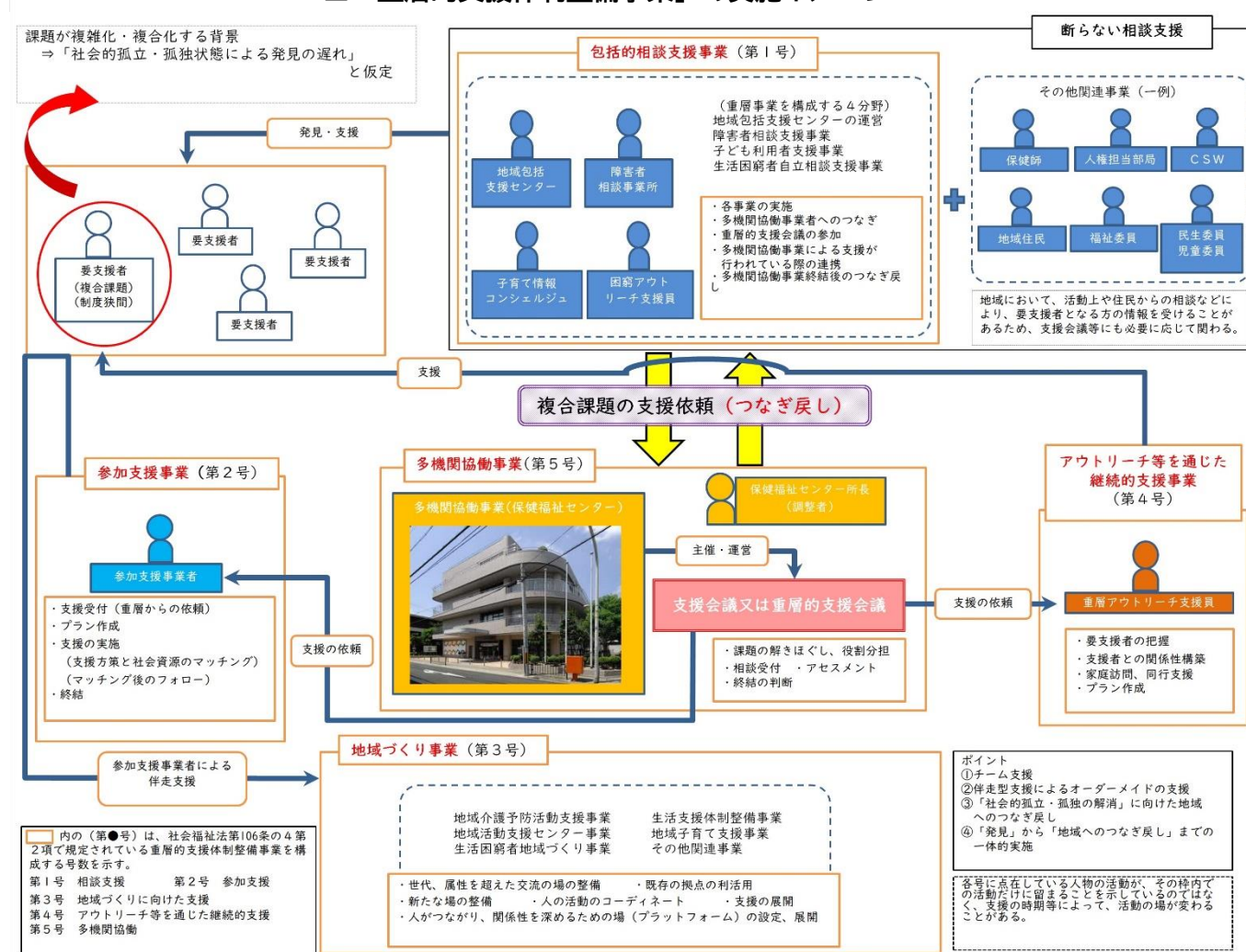
本計画の理念を実現するため、保健福祉の各分野が連携を図るとともに、地域住民の支え合いとも連動しながら、包括的な支援体制を引き続き推進します。

前計画で整備を進めてきた地区保健福祉センターの機能の充実を図り、地域における「共創」を推進するとともに、令和2年度の社会福祉法の改正により示された「重層的支援体制整備事業」について、地区保健福祉センターを基盤として各事業を展開し、住民自らが主体的な活動等の場において課題解決できる地域づくりをめざします。

(1) 地域での生活や活動を後押しし、「共創」を推進（地区保健福祉センター）
地区保健福祉センターは、身近な場所で、世代や分野を問わない保健と福祉に関する相談や地域づくりについて、地域住民をバックアップし、解決等に向けて支援します。

(2) 重層的支援体制整備事業の実施
地域共生社会を実現する具体的な手段として「重層的支援体制整備事業」を実施します。

「重層的支援体制整備事業」の実施イメージ



基本目標	地域福祉計画 (地域福祉活動計画)	高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	障害者計画・障害福祉計画・ 障害児福祉計画	いのち支える自殺対策計画	健康いばらき21・ 食育推進計画
基本目標1：お互いにつながり支え合える 市民や団体、事業者等のあらゆる機関が、持続可能な地域づくりや地域課題の解決について当事者意識を持ち行動する「主役」となるよう、取組や連携を推進します。	◎見守り体制・つなぎ機能の強化 ◎地域福祉活動の推進 ◎民生委員・児童委員活動の推進 ◎更生保護活動の推進	◎地域包括支援センターの運営 ◎生活支援体制整備の推進 ◎認知症施策の推進 ◎在宅療養の推進	◎持続可能な地域共生社会に向けたネットワークの整理・再編、多様な担い手の参画促進 ◎交流を通じての相互理解の促進	◎社会的な取組で自殺対策を推進する ◎関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する	◎社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上
基本目標2：健康にいきいきと自立した日常生活を送れる 生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組を進めるとともに、自立した日常生活を送るための専門的な支援が提供できる体制を整備します。	◎生活困窮者の自立に向けた支援	◎介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進 ◎一般介護予防事業の推進 ◎高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施	◎地域での包括的な相談支援体制の構築 ◎医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者に対する支援等	◎市民のこころの健康づくりを推進する	◎生活習慣の改善 ◎生活習慣病の発症予防・重症化予防
基本目標3：憩える 参加できる 活躍できる 一人ひとりの状況に応じて、身近な地域で憩える、参加できる、活躍できる機会の創出に取り組みます。	◎地域で活躍できる人材の育成 ◎地域の交流・活動拠点づくりの推進 ◎生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり	◎地域活動・社会参加の促進 ◎身近な「居場所」の整備 ◎世代間交流の取組 ◎高齢者の「働く場」の創造	◎就労でき、働きつけられる環境の充実、工賃の向上 ◎文化芸術・スポーツ等の活動を通じた社会参加の促進	◎自殺対策に関わる人材の育成を推進する	◎自然に健康になれる環境づくり ◎誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備
基本目標4：一人ひとりの権利が尊重される お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。	◎権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり ◎成年後見制度利用の推進 ◎担い手の育成・活動の推進	◎虐待防止対策の推進 ◎権利擁護の推進	◎障害者差別解消の推進 ◎虐待防止対策等	◎子ども・若者の自殺対策を推進する	◎ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり
基本目標5：情報を活かして、安全・安心に暮らせる 情報が必要な人に届き、いかされる体制整備や、災害時等の緊急時に市と関係機関が適正に情報を共有・活用して、安全・安心に暮らせる地域づくりを推進します。	◎情報提供の充実 ◎災害時における避難行動要支援者等に対する支援体制の充実 ◎地域防犯活動の充実	◎災害・感染症発生時の備え ◎情報公表制度の推進 ◎安心して暮らせる環境の充実 ◎高齢者の居住の安定に係る施策 ◎高齢者が安心して暮らせるためのICTの活用推進	◎情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進 ◎防災の推進	◎地域レベルの実践的な取組を推進する ◎市民一人ひとりの気付きと見守りを促す	◎誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備【再掲】
基本目標6：持続可能な社会保障を推進する 社会保障（社会保険、社会福祉、公的扶助、保健医療・公衆衛生）について、持続可能性に配慮し、公正・適正・円滑な運用を推進します。	◎生活保護制度の適正実施 ◎社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監督	◎介護保険制度の適正・円滑な運営 ◎介護給付適正化事業の推進	◎障害者制度の適正運営 ◎持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成 ◎市立障害者施設のあり方の検討	◎精神保健医療サービスを推進する	◎生活習慣の改善【再掲】 ◎生活習慣病の発症予防・重症化予防【再掲】 ◎ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり【再掲】

【第2編 分野別計画案（概要）】

茨木市地域福祉計画（第4次）・ 茨木市社会福祉協議会地域福祉活動計画（第3次）

【計画の概要、施策体系】

地域福祉計画は、総合保健福祉計画の分野別計画の一つとして、国や府の方針等を踏まえ、本市における地域福祉を総合的かつ効果的に推進するために定めるものです。

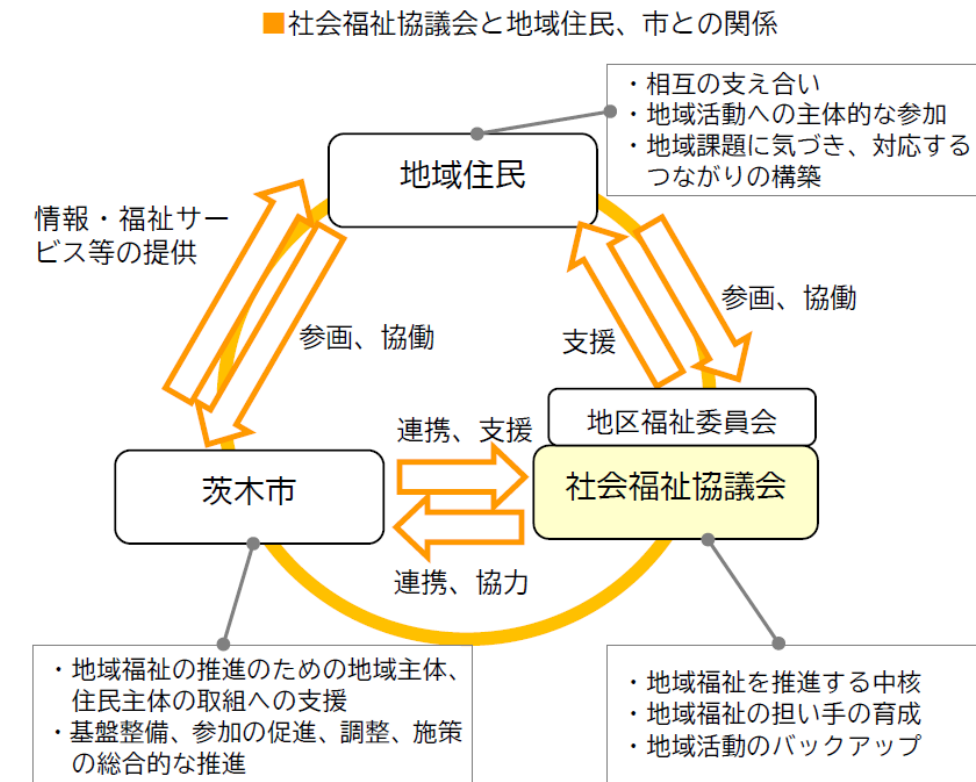
民生委員・児童委員活動や地域福祉活動の推進、生活困窮者への支援、情報提供体制の充実などの取組は、高齢者、障害者、自殺対策、健康食育の各分野の施策に関連しており、それぞれの分野においても推進していく必要があることから、他の分野別計画に横串を通すという考え方に基づき策定します。

理念	基本目標	施策	主な取組
すべての人が健やかに、 持続可能な包括的支援体制の実現とともに、 支え合い暮らし、みんなが主役の地域共生のまちづくり	基本目標1 お互いにつながり 支え合える	(1)見守り体制・つなぎ機能の強化 (2)地域福祉活動の推進 (3)民生委員・児童委員活動の推進 (4)更生保護活動の推進 <u>（再犯防止推進計画）</u>	・C SWによる相談支援の実施 ・健康福祉セーフティネットの推進 ・民生委員・児童委員活動の市民への普及・啓発 ・更生保護関係団体の活動支援など
	基本目標2 健康にいきいきと 自立した日常生活を送れる	(1)生活困窮者の自立に向けた支援	・生活困窮者の早期発見・早期支援 ・生活困窮者に対する自立に向けた各種支援の実施 など
	基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる	(1)地域で活躍できる人材の育成 (2)地域の交流・活動拠点づくりの推進 (3)生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり	・ボランティア活動への支援 ・地域福祉活動拠点の確保支援 ・スマイルオフィス雇用の推進 ・多様な働き方の場の創出 など
	基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される	<u>（成年後見制度利用促進計画）</u> (1)権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり (2)成年後見制度利用の推進 (3)担い手の育成・活動の推進	・中核機関の整備 ・成年後見審判市長申立による権利擁護 ・市民後見人の養成 など
	基本目標5 情報を活かして、 安全・安心に暮らせる	(1)情報提供の充実 (2)災害時における避難行動要支援者等に対する支援体制の充実 (3)地域防犯活動の充実	・情報アクセシビリティの向上 ・ネットワークを通じた要配慮者の把握 ・個別避難計画作成の推進 ・防犯意識の普及促進 など
	基本目標6 持続可能な社会保障を推進する	(1)生活保護制度の適正実施 (2)社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査	・生活保護制度の適正実施・個別支援 ・社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

【計画のポイント】

1 茨木市社会福祉協議会が作成する「地域福祉活動計画」と一体的に策定

市の「地域福祉計画」と茨木市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を共通の理念と基本目標に基づいて一体的に策定し、それぞれの取組を記載。市と社会福祉協議会が同じ方向に向かい、それぞれの強みを生かしながら相互に連携・協力することにより、地域福祉のより効率的・効果的な推進をめざす。



2 再犯防止推進計画を包含

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月施行）に基づく「再犯防止推進計画」について、地域福祉計画に包含するものとして位置づける。

3 成年後見制度利用促進計画を包含

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）に基づく「成年後見制度利用促進計画」について、地域福祉計画に包含するものとして新たに位置づける。

これに伴い、市の取組として「権利擁護支援の地域ネットワークづくり」「中核機関の整備」等を追加し、茨木市社会福祉協議会の取組として「権利擁護支援の体制強化」や「令和6年度に（仮称）権利擁護センターを開設」等の内容を追加する。

【第2編 分野別計画案（概要）】

高齢者保健福祉計画（第10次）・介護保険事業計画（第9期）

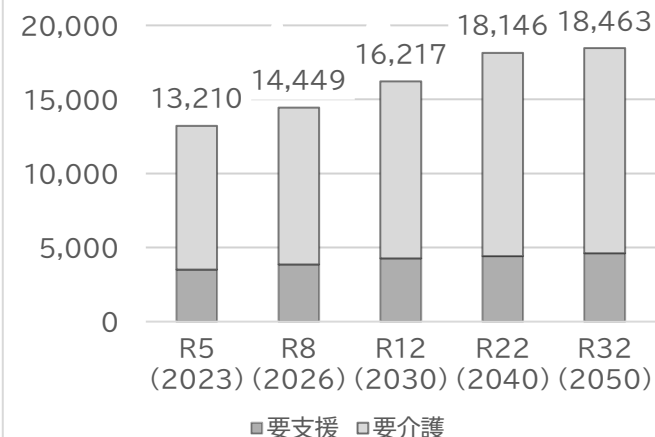
【計画の概要、施策体系】

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、総合保健福祉計画の分野別計画の一つとして、また国や府の方針等を踏まえ、各分野の施策を見直し、「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体的に策定しているほか、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための取組を総合的かつ効果的に進めていくために、定めるものです。

理念	基本目標	施策	主な取組
すべての人が健やかに、支え合い暮らし、みんなが主役の地域共生のまちづくり 持続可能な包括的支援体制の実現とともに	基本目標1 お互いにつながり 支え合える	(1)地域包括支援センターの運営 (2)高齢者の生活支援体制整備の 推進 (3)認知症施策の推進 (4)在宅療養の推進	・地域包括支援センターの周知 ・生活支援コーディネーターの配置 及び協議体の設置 ・普及啓発・本人発信支援 ・地域住民への普及啓発 など
	基本目標2 健康にいきいきと 自立した日常生活 を送れる	(1)介護予防・生活支援サービス 事業の取組の推進 (2)一般介護予防事業の推進 (3)高齢者の保健事業と介護予防 事業等との一体的な実施 (4)要介護高齢者等の自立・家族 介護等への支援の推進	・介護予防ケアマネジメントの展開 ・地域リハビリテーション活動支援 事業の展開 ・高齢者に対する個別的支援 ・ひとり暮らし高齢者等日常生活支 援事業 など
	基本目標3 憩える 参加でき る 活躍できる	(1)地域活動・社会参加の促進 (2)身近な「居場所」の整備 (3)世代間交流の取組 (4)高齢者の「働く場」の創造 など	・老人クラブ活動の支援 ・いきいき交流広場の実施 ・多世代交流センター事業の実施 ・高齢者の多様な働き方の創造 など
	基本目標4 一人ひとりの権利 が尊重される	(1)虐待防止対策の推進 (2)権利擁護の推進	・高齢者虐待防止及び啓発への取組 ・高齢者権利擁護の推進 など
	基本目標5 情報を活かして、 安全・安心に暮ら せる	(1)災害・感染症発生時の備え (2)情報公表制度の推進 (3)安心して暮らせる環境の充実 (4)高齢者の居住の安定に係る施 策 (5)高齢者が安心して暮らせるた めのICTの活用推進	・災害時における支援体制の強化 ・事業者情報の公表 ・ひとり暮らし高齢者及び高齢者世 帯の見守り体制の推進 ・高齢者の居住に関する情報提供 ・高齢者のICT活用の推進 など
	基本目標6 持続可能な社会保 障を推進する	(1)介護保険制度の適正・円滑な 運営 (2)介護給付適正化事業の推進 (第6期介護給付適正化計画)	・地域包括ケアシステムを支える人 材の確保及び資質の向上 ・ケアプランの点検・住宅改修・福 祉用具貸与等の点検 など

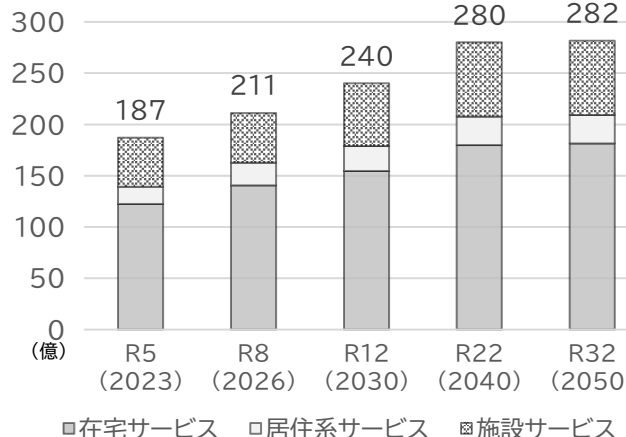
【市の現状及び将来推計】

1 65歳以上の要支援・要介護認定者数



◆ 高齢者人口は2050年頃にピークを迎えることから、今後も要介護認定者数は増加する見込み。

2 介護サービス給付費の推移



◆ 要介護認定者の増加により給付費も増加傾向にあることから、今後も保険料が増加する見込み。

【計画のポイント】

1 各分野の施策の見直し

国の「介護保険事業指針」、府の「大阪府高齢者計画2024」との整合を図り、各分野の施策を見直しました。

2 高齢者保健福祉計画（第10次）・介護保険事業計画（第9期）の計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年までの3年間です。

3 計画の概要

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

介護が必要となっても、できる限り住み慣れた地域で、これまでの日常生活に近い環境で暮らし続けることができるよう、介護や介護予防、医療に加え、住まいや生活支援、そして社会参加までもが包括的に確保される地域を、人口・世帯構成や地域社会の変化があっても、各地域の実情に応じて構築し、維持し続けていく「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進する取組を進めます。（基本目標1）

(2) 介護サービス基盤の計画的な整備

中長期的な高齢者人口の変化や介護ニーズの変化も踏まえ、新たな介護施設の設置だけではなく、既存施設・事業所の転換も含めた介護サービス基盤の計画的な整備を進めます。また、居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進します。（基本目標6）

(3) 介護人材確保及び介護現場の生産性向上

ケアマネジメントの質の向上及び人材確保、手続きのオンライン化などを含めた介護現場の生産性向上に資する取り組み、介護の経営の協働化・大規模化による人材や資源の有効活用、介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組を推進します。（基本目標5・6）

【第2編 分野別計画案（概要）】

茨木市障害者計画（第5次）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

【計画の概要、施策体系】

- ・障害者計画…国の基本計画、大阪府の障がい者計画に即して、本市における障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画
- ・障害福祉計画…国の基本指針に即して、「障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施」を行うための計画
- ・障害児福祉計画…国の基本指針に即して、「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」

理念	基本目標	施策	主な取組
すべての人が健やかに、 持続可能な包括的支援体制の実現とともに、 支え合い暮らし、みんなが主役の地域共生のまちづくり	基本目標1 お互いにつながり 支え合える	(1)すべての人が支え合う地域共生社会への取組 (2)交流を通じての相互理解の促進	・持続可能なネットワーク体制の再編 ・障害のある人とない人の交流機会の充実 など
	基本目標2 健康にいきいきと 自立した日常生活を送れる	(1)地域での包括的な相談支援体制の構築 (2)地域での自立した生活への支援 (3)精神障害者の地域での支援体制の充実 (4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援 (5)医療的ケアの必要な障害者、強度行動障害者に対する支援 (6)保育・教育における支援の充実 (7)学校教育・社会教育の充実	・障害者相談支援センターとの円滑な連携及び相談支援体制の最適化 ・計画相談支援の実施 ・精神障害者に対する地域における包括的なケア体制の充実 ・難病患者・高次脳機能障害・発達障害に対する支援 ・医療的ケアや強度行動障害者に対する支援体制の改善 ・早期療育の充実 ・障害児教育の充実 など
	基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる	(1)就労でき、働きつづけられる環境の充実 (2)文化芸術・スポーツ等を通じた社会参加の促進	・就労拡大に向けた支援体制の充実 ・通所施設が行う生産活動等の促進 ・文化芸術・運動・スポーツを通じた社会参加の促進 など
	基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される	(1)人権の尊重、差別のないまちづくりの推進 (2)虐待防止対策 (3)権利擁護の推進 (4)障害理解教育の推進	・障害理解の推進と差別の禁止 ・虐待防止及び啓発への取組 ・権利擁護の推進 ・学校等における障害理解教育・学習活動の充実 など
	基本目標5 情報を活かして、 安全・安心に暮らせる	(1)情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策の推進 (2)安全・安心に暮らせるまちづくり (3)防災の推進	・ICT活用の促進とデジタルバйд解消 ・まちのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン等の推進 ・要配慮者の特性に応じた災害時の情報提供体制の充実 など
	基本目標6 持続可能な社会保障を推進する	(1)障害者制度の適正運営 (2)持続可能な障害福祉サービス事業所の運営及び人材の育成 (3)市立障害者施設のあり方の検討	・持続可能な障害福祉サービス制度の運営 ・サービス提供従業者の確保・事務効率化 ・市立障害者施設のあり方の検討 など

【計画のポイント】

○障害者計画（第5次）

- ・本市行政計画等との連携・整合性の強化
- ・持続可能な地域共生社会づくりとネットワークの効率性・効果性向上
- ・障害者の自立した生活を支える「計画相談支援」の利用率の向上
- ・障害者への就労支援、企業等における雇用環境向上の促進
- ・障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション環境の向上
- ・市民、事業者等による障害理解や主体的な合理的配慮提供等への取組の促進
- ・障害児への保育、教育における支援の充実
- ・児童発達支援センターを中心とした重層的な障害児支援体制の構築
- ・障害福祉制度の適正運営及び事業者における人材確保などのサービス提供基盤確保の促進による、障害者の地域生活の持続可能性向上
- ・障害者のニーズや社会情勢の変化に応じた市立障害福祉施設のあり方の検討

○障害福祉計画（第7期）

国の指針、大阪府の考え方及び本市の実情を踏まえ、持続可能性を考慮したサービス提供体制の確保に向けた取組を実施

≪成果目標≫

- ・施設等からの地域移行、就労支援、強度行動障害への対応等に係る項目
- ・相談支援体制の質の向上等、障害者相談支援体制に係る項目
- ・計画相談支援の利用率及び相談支援専門員の配置目標に関する項目
- ・障害福祉サービスの質を向上に係る項目

≪活動指標≫

- ・障害福祉サービス、相談支援等の必要量見込と確保の方策等に係る指標
- ・一部サービス種別の市内定員数等のサービス提供基盤の充足状況に係る指標

○障害児福祉計画（第3期）

次の5つの基本的考え方を踏まえた取組を実施

- ①重層的な地域支援体制の構築
- ②保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援
- ③地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- ④特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備
- ⑤障害児相談支援の提供体制の確保

≪成果目標≫

- ・児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築に係る項目

≪活動指標≫

- ・障害児通所支援の見込み量確保のための指標
- ・障害児相談支援体制の充実に向けた、相談支援専門員常勤換算数に係る指標

【第2編 分野別計画案（概要）】

いのち支える自殺対策計画（第2次）

【計画の概要、施策体系】

いのち支える自殺対策計画を、総合保健福祉計画の分野別計画の一つとして位置付けるとともに、国や府の方針等を踏まえ、これまで進めてきた基本施策や重点施策等を見直し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」をめざし、自殺対策を総合的かつ効果的に進めていくために定めるものです。

理念	基本目標	施策	主な取組
すべての人が健やかに、 持続可能な包括的支援体制の実現とともに、 支え合い暮らし、みんなが主役の地域共生のまちづくり	基本目標1 お互いにつながり 支え合える	(1)社会的な取組で自殺対策を推進する (2)関連施策との有機的な連携と民間団体等との協働を推進する	・地域における相談体制の整備 ・児童虐待や性犯罪・性暴力の被害者への支援 ・孤独・孤立対策 ・自殺未遂者等に対する支援 ・庁内・庁外における連携 など
	基本目標2 健康にいきいきと 自立した日常生活を送れる	(1)市民のこころの健康づくりを推進する	・こころの健康の保持・増進 ・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・高齢者のこころの健康づくりの推進
	基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる	(1)自殺対策に関わる人材の育成を推進する	・自殺対策に関わる職員の資質の向上 ・地域におけるゲートキーパー養成の取組
	基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される	(1)子ども・若者の自殺対策を推進する	・教職員に対する普及啓発、研修の実施 ・学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備 ・若者や女性への支援 など
	基本目標5 情報を活かして、 安全・安心に暮らせる	(1)地域レベルの実践的な取組を推進する (2)市民一人ひとりの気付きと見守りを促す	・地域におけるネットワーク構築 ・地区保健福祉センターからの情報提供 ・自殺に関する正しい知識の普及啓発 など
	基本目標6 持続可能な社会保障を推進する	(1)精神保健医療サービスを推進する	・精神疾患等によるハイリスク対策 ・精神科医療情報の周知 ・地域におけるネットワーク構築

【計画のポイント】

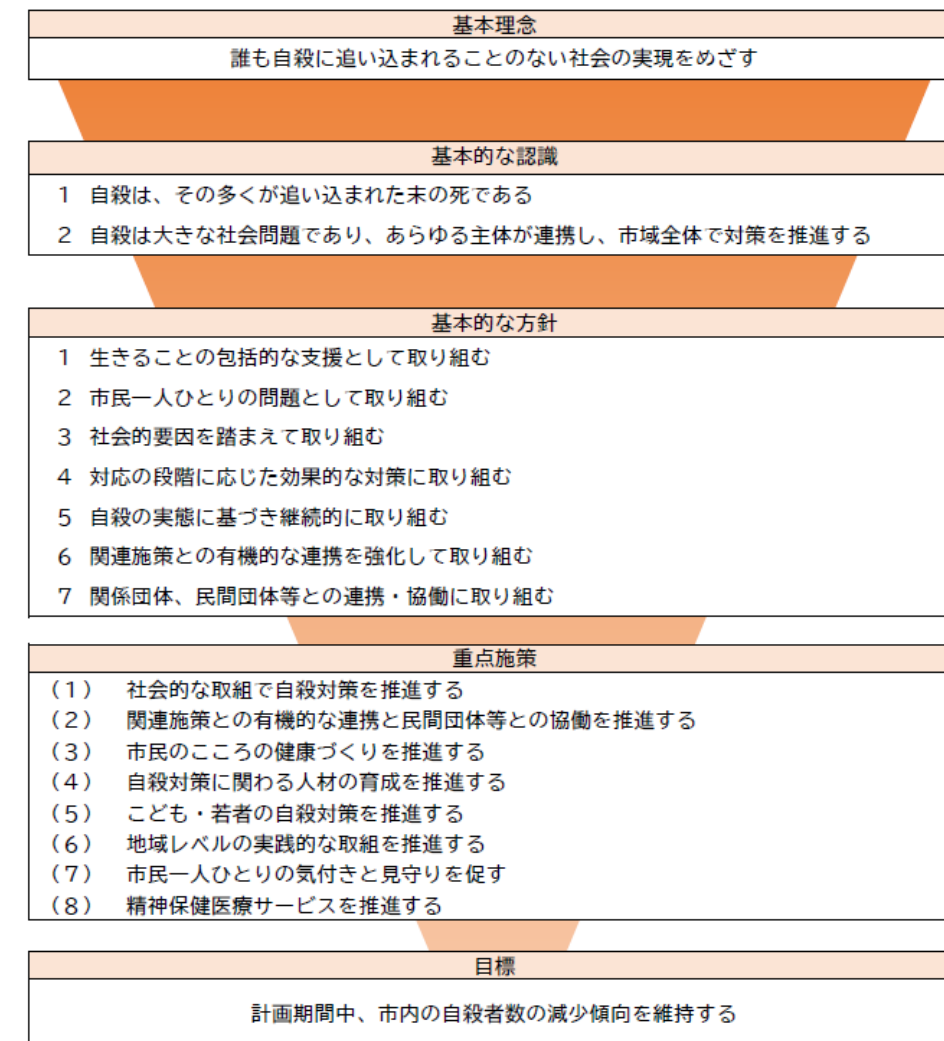
1 基本施策及び重点施策の見直し

国の「自殺総合対策大綱」や大阪府の「自殺対策計画」に基づき基本施策及び重点施策を見直しました。

2 いのち支える自殺対策計画（第2次）の計画期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。

3 計画の概要



4 参考

【参考指標（国）：令和8年（2026年）の自殺死亡率を13.0以下とする】

【参考指標（府）：令和9年（2027年）の自殺死亡率を13.0以下とする】

「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、「計画期間中、市内の自殺者数の減少傾向を維持する」ことを目標とします。

【第2編 分野別計画案（概要）】

健康いばらき21・食育推進計画（第4次）

【計画の概要、施策体系】

健康いばらき21・食育推進計画は、総合保健福祉計画の分野別計画の一つとして、また、国や府の方針等を踏まえ、各分野の施策を見直すとともに、生活習慣の改善や健康づくりの推進に加え、食生活の改善などを進めるため、「健康いばらき21」と、「食育推進計画」を一体的に策定しているほか、「すべての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会」をめざし、健康づくりや食育の取組を総合的かつ効果的に進めていくために定めるものです。

理念	基本目標	施策	主な取組
すべての人が健やかに、 持続可能な包括的支援体制の実現とともに、 支え合い暮らし、みんなが主役の地域共生のまちづくり	基本目標1 お互いにつながり 支え合える	(1)社会とのつながり・こころの健康の維持及び向上	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談の実施 休養・睡眠・こころの健康 多様な主体による食育推進運動の展開 多様な主体が参画したネットワークの強化 など
	基本目標2 健康にいきいきと 自立した日常生活を送れる	(1)生活習慣の改善 (2)生活習慣病の発症予防・重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> 栄養・食生活 身体活動・運動 歯と口の健康 受診しやすい健（検）診の推進 など
	基本目標3 憩える 参加できる 活躍できる	(1)自然に健康になれる環境づくり (2)誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備	<ul style="list-style-type: none"> 運動が気軽にできる環境等 自主的に健康づくりに取り組む人材や団体の拡大 など
	基本目標4 一人ひとりの権利が尊重される	(1)ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> こども、高齢者、女性 保育所（園）・認定こども園・幼稚園等における取組 小・中学校等における取組 など
	基本目標5 情報を活かして、 安全・安心に暮らす	(1)誰もがアクセスできる健康増進のための基盤の整備【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 健康や食の安全・安心等に関する情報の発信 生産から消費までを通した食育の推進
	基本目標6 持続可能な社会保障を推進する	(1)生活習慣の改善【再掲】 (2)生活習慣病の発症予防・重症化予防【再掲】 (3)ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり【再掲】	<ul style="list-style-type: none"> 栄養・食生活【再掲】 身体活動・運動【再掲】 歯と口の健康【再掲】 受診しやすい健（検）診の推進【再掲】 など

【計画のポイント】

1 各分野の施策の見直し

国の「健康日本21（第3次）」や「第4次食育推進基本計画」、大阪府の「第4次健康増進計画」「第4次食育推進計画」との整合を図り、各分野の施策を見直しました。

2 健康いばらき21・食育推進計画（第4次）の計画期間

計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。

3 計画の概要（基本方針）

(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

市民が健やかで心豊かに生活することができる持続可能な社会の実現のため、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人を取り巻く社会環境の整備や質の向上を通じて、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小をめざします。

(2) 個人の行動と健康状態の改善

市民一人ひとりが健康への関心を高めるとともに、栄養・食生活や運動、飲酒、喫煙、歯と口の健康づくり等、様々な生活習慣の改善に向けた取組を推進します。また、特定健康診査受診率の向上や特定保健指導の促進など、生活習慣病の早期発見と重症化予防に向けた取組や、がん検診の受診率向上をめざす取組を推進します。

(3) 社会環境の質の向上

市民一人ひとりのヘルスリテラシーを高めるとともに、健康や栄養・食生活に関する情報を入手・活用できるように、デジタルツールやインターネットなどの様々な媒体を通じた周知・啓発の取組を推進します。また、引き続き、こころの健康に関する取組を推進するほか、市民一人ひとりが、食育の意義や必要性を理解するとともに、これに共感し、自ら主体的に食育を実践できることをめざした取組を推進します。

(4) ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり

性別や年代により特性が異なる健康課題を考慮し、人の生涯を経時的にとらえた健康づくりの取組を進めるとともに、生涯にわたって健やかな生活を送り、豊かな心を育むことができるように、食育の取組を推進します。